

## 定 款

(名 称)

第1条 本会は、特定非営利活動法人チャイルドライン「もしもしキモチ」とする。

(事 務 所)

第2条 本会は、事務所を福岡市中央区に置く。

(目 的)

第3条 本会は、子どもに寄り添い、子どもの声に耳を傾け、自立をうながし、一人ひとりが自分らしく生きることができる社会を実現することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 本会は、特定非営利活動促進法第2条別表の「子どもの健全育成を図る活動」を行う。

(事 業)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる特定非営利活動に係る事業を行う。

- ① チャイルドライン「もしもしキモチ」の実施。
- ② 相談員（受け手）の研修、育成。
- ③ 子どもの問題に関する社会の啓発、広報。
- ④ 子どもの問題に関する諸機関の連携、交流及び共同研究。
- ⑤ その他、本会の目的を達成するために必要な事業。

(会 員)

第6条 本会の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進上の社員とする。

- ①正会員 本会の目的に賛同し、その事業を遂行する目的をもって入会する個人。
- ②支援会員 本会の事業を支援することを目的として、入会する団体及び個人。

(入 会 等)

第7条 1. 会員になろうとする者は、入会届けを専務理事に提出することによって入会できる。  
2. 会員は退会届を専務理事に提出することにより、任意に退会することができる。

(会 費)

第8条 1. 会員は、理事会において別に定める年会費を納入しなければならない。  
2. 既納の会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

(役 員)

第9条 1. 本会には、次の役員を置く。  
①理事（15名以上30名以内）  
②監事（3名以内）  
2. 理事の内、1名以上を代表理事、1名を専務理事とする。

(役員を選任)

第10条 1. 理事及び監事は、総会において会員の中から選出する。  
2. 代表理事及び専務理事は、理事の互選により選出する。

(代表理事)

第11条 代表理事は、本会を代表する。

(専務理事)

第12条 専務理事は、理事会の議決にもとづき本会の常務を処理する。

(理事)

第13条 理事は、総会の決定に従って本会の活動方針の決定を行う。

(監事)

第14条 監事は、特定非営利活動促進法第18条の職務を行う。

(役員の任期)

- 第15条
1. 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。
  2. 補欠のため、または増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者または現任者の任期の残存期間とする。
  3. 役員は、就任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(顧問及び評議会)

- 第16条
1. 本会に顧問及び評議会を置く。
  2. 顧問及び評議会は、理事会の推薦により専務理事が委嘱する。
  3. 前項に定めるもののほか、顧問及び評議会に関し必要な事項は、理事会の議決で定める。

(総会)

- 第17条
1. 総会は正会員をもって構成する。
  2. 通常総会は、年1回事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。
  3. 代表理事もしくは監事が必要を定めた場合には、臨時総会を開催することができる。
  4. 総会の招集通知は、開会日の2週間前までに書面又は電子メールをもって通知しなければならない。

(総会の招集)

第18条 総会は第17条第3項の場合を除き専務理事が召集する。

(総会付議事項)

第19条 総会には、次の事項を付議する。

- ① 前年度の事業報告及び決算報告。
- ② 年度の事業計画及び予算。
- ③ 役員の選任。
- ④ 定款の変更。
- ⑤ 解散。
- ⑥ 合併。
- ⑦ その他の重要な事項。

(理事会)

第20条 理事会は、理事をもって構成する。

(議 決)

- 第 21 条 1. 会議の議決は、出席者の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。
2. 社員総会に出席しない社員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

(資 産)

第 22 条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- ① 設立当初の財産目録に記載された資産。
- ② 会費。
- ③ 寄付金品。
- ④ 事業に伴う収益。
- ⑤ 資産から生じる収益。
- ⑥ その他の収益。

(会 計)

- 第 23 条 1. 本会の事業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。
2. 会計の方法は別に定める。

(定款の変更)

第 24 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した会員の過半数の議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- ①目的
- ②名称
- ③その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- ④主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- ⑤社員の資格の得喪に関する事項
- ⑥役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- ⑦会議に関する事項
- ⑧その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- ⑨解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- ⑩定款の変更に関する事項

(解 散)

第 25 条 本会の解散方法については、特定非営利活動促進法第 31 条に従うものとする。

(広告の方法)

第 26 条 本会の公告は、会の掲示板に掲示するとともに官報に掲載して行う。

付 則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事 淵上 継雄  
同 山田 眞理子

同	梅根	眞知子
専務理事	大谷	順子
理事	三宅	玲子
同	岩永	裕子
同	赤塚	和俊
同	古川	澄子
同	井上	貴博
同	今村	明子
同	黒崎	麻子
同	佐藤	陽子
同	佐保	大和
同	白石	潔
同	新開	貴夫
同	荘田	朋子
同	田中	克江
同	中西	英理
同	中村	圭太
同	野島	一彦
同	濱野	良彦
同	五六	正明
同	宮本	智子
同	矢野	里美
同	山本	香織
監事	小高	喜久夫
同	梁井	迪子

3. この法人の設立当初役員の任期は第 15 条の規定にかかわらず、成立の日から 2003 年 6 月 30 日までとする。
4. この法人の設立当初の事業計画は第 19 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
5. この法人の設立当初の事業年度は第 23 条の規定にかかわらず、設立の日から 2002 年 3 月 31 日までとする。
6. この法人の設立当初の事務所は、次の住所とする。

福岡市中央区警固 1 丁目 15 番 34 号 警固セントラルビル 504 号